

新しい建築法規の手びき 2025 年版

(第1版第1刷)

本書の内容に誤りがございました。内容を訂正させていただくとともに、
読者の皆様にご迷惑をお掛けしたことを、深くお詫び申し上げます。

2025年4月25日 株式会社井上書院

59 頁・表 4.1

表4.1 確認申請を要する建築物・建築設備・工作物

適用 区域	用途・構造	規 模	条 文	工事種別等
全 国 適 用	(一) 特殊建築物*2	その用途 の床面積 $>200\text{ m}^2$	法 6 条 1 項一号	新築, 増築, 改築, 移転, 大規模の修繕・模様替, 用途変更*3 (増築してこ れらの規模 になる場合 も含む)
	(二) 全ての 構造	階数 ≥ 2 , 延べ面積 $>200\text{ m}^2$	法 6 条 1 項二号	
都市 計画 区域 内な ど*1	(三) (一), (二)以外の全ての建築物		法 6 条 1 項三号	建 築
全 国 適 用	(一) 建築設備 (二) に設ける	エレベーター*4 エスカレーター 小荷物専用昇降機*5 特定行政庁が定期報告を 必要として指定する建築 設備*6	法87条の4 令146条	設 置
	工 作 物	(イ) 煙突, 高さ $>6\text{ m}$ (ロ) 柱, 高さ $>15\text{ m}$ (ハ) 広告塔など, 高さ $>4\text{ m}$ (ニ) 高架水槽, サイロなど, 高さ $>8\text{ m}$ (ホ) 擁壁, 高さ $>2\text{ m}$ (ヘ) 観光用エレベーターなど (ト) 高架の遊戯施設 (チ) 回転する遊戯施設 (リ) 製造・貯蔵施設など	法88条 令138条	築 造 (増築してこ れらの規模 になる場合 も含む)

* 1 都市計画区域若しくは準都市計画区域（いずれも知事が指定する区域を除く。）若しくは準景観地区（市町村長が指定する区域を除く。）内、又は都道府県知事が指定する区域内。

* 2 法別表第1の4欄(1)項～(6)項の用途の特殊建築物で、次にあげるもの（令115条の3で定める類似用途を含む。）。

- (1)項 劇場, 映画館, 演芸場, 観覧場, 公会堂, 集会場
- (2)項 病院, 診療所（病室のあるもの）, ホテル, 旅館, 下宿, 共同住宅, 寄宿舎, 児童福祉施設等（幼保連携型認定こども園を含む。）
- (3)項 学校, 体育館, 博物館, 美術館, 図書館, ボーリング場, スキー場, スケート場, 水泳場, スポーツの練習場
- (4)項 百貨店, マーケット, 展示場, キャバレー, カフェー, ナイトクラブ, バー, ダンスホール, 遊技場, 公衆浴場, 待合, 料理店, 飲